

和 8 年度（2026 年度）熊本交通機構設立に向けた検討支援業務委託に関する審査会審査基準

令和 8 年度（2026 年度）熊本交通機構設立に向けた検討支援業務委託に関する審査会（以下「審査会」という。）の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 市職員で構成する審査会において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点を競う「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書受付時に熊本市政策局公共交通戦略部公共交通戦略課（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、提案を無効として、その提案書は審査から除外する。
- (2) 事務局は、「3 審査項目」のうち、①配置予定技術者の資格等について、提出書類を確認し、集計する。
- (3) 委員は、提案書等の記載内容を確認する。
- (4) 審査会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (5) 委員は、「3 審査項目」のうち、②提案に対する評価に示した項目ごとに 5 段階で評価する。
- (6) 事務局は、(2) 及び(5)において、評価した点数の合計点の平均点を提案者の得点とする。

3 審査項目

次項「審査項目、配点及び審査基準（点数票）」参照

4 契約候補者の選定

- (1) 審査の結果、得点の最も高い提案者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査項目「②提案に対する評価（業務実施体制）」の点数が高い者を上位とする。「②提案に対する評価（業務実施体制）」の点数も同じ場合は、審査会の協議により、契約候補者を選定する。
- (3) いずれの提案も得点が 60 点未満の場合には、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選定に至らないものとする。
- (4) 提案者が一者の場合は、得点が 60 点以上であれば、契約候補者として選定するものとする。

審査項目、配点及び審査基準（点数表）

評価項目	評価の着眼点		判断基準	評価の重み	
① 配置 予定 技術者 の 資格 等	管理技術者	技術者資格、その専門分野の内容	技術士（建設部門：都市及び地方計画）または、技術士（総合技術管理部門：建設—都市及び地方計画）、RCCM（都市及び地方計画部門）の資格を有する場合において次の順位で評価する。 ①技術士の資格を有する。 ②RCCM	10	
		過去10年間の同種業務の実績の内容	過去10年間に履行完了した、地域公共交通事業に関する運行体制や経営形態に関する調査・検討業務（共同経営組織に関する検討、路線バスの運行スキーム又は事業者の経営体制に関する検討等）の実績について、次の順位で評価する。 国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等、地方公社、交通事業者等などが発注した契約金額100万円以上（税込）の業務実績 ①同種業務実績が2件以上あり ②同種業務実績が1件あり	10	
② 提案 に対する 評価	業務実施体制		業務遂行できる体制が十分にある場合、優位に評価する。	10	
			組織設立や法的観点において、専門的な知識や豊富な経験を有する者が有効に配置される場合、優位に評価する。	10	
	業務理解度		業務の目的及び内容の理解度が高い場合、優位に評価する。	10	
	特定 テーマ に 関 す る こ と	【テーマ】 持続可能な交通体系を実現するための運行体制の構築について	的確性	各交通事業者との合意形成を見据えた着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行にあたって有効性が高い場合、優位に評価する。	15
			実現性	提案内容について、実現性が高い場合、優位に評価する。	15
			独創性	効果的な独自の分析や提案がされている場合、優位に評価する。	10
スケジュール		組織設立に向けたクリティカルパス（合意形成等）を理解し、今後の推進体制の検討スケジュールが適切に示されている場合、優位に評価する。	10		
合計				100	

※合格基準点は6割以上とする。